報告第１号

関市・武儀郡４町村合併協議会規約について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２５２条の２第１項の規定により、別紙のとおり規約を定めたので報告する。

平成１５年３月３１日提出

関市・武儀郡４町村合併協議会会長　　後　藤　昭　夫

関市・武儀郡４町村合併協議会規約

（協議会の設置）

第１条　関市、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村（以下「構成市町村」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第２条　協議会の名称は、関市・武儀郡４町村合併協議会とする。

（協議会の事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

（１）　構成市町村の合併に関する協議

（２）　法第５条の規定による新市建設計画の作成

（３）　前２号に掲げるもののほか、構成市町村の合併に関し必要な事項

（事務所）

第４条　協議会の事務所は、関市に置く。

（組織）

第５条　協議会は、会長及び委員（副会長を含む。以下同じ。）をもって組織する。

（会長及び副会長）

第６条　会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して、次条第１項の委員となるべき者の中から選任する。

２　会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第７条　委員は、構成市町村ごとに各６名とし、次の者をもって充てる。

（１）　構成市町村の長

（２）　構成市町村の議会の議長

（３）　構成市町村の議会から選出された議員

（４）　構成市町村から選出された学識経験を有する者

２　委員は、非常勤とする。

（参与）

第８条　構成市町村の長の協議により、協議会に参与を置くことができる。

２　参与は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第９条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第１０条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会長は、委員の３分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

３　会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第１１条　会議は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

２　会議の議長は、会長がこれに当たる。

３　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（関係者の出席）

第１２条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（小委員会）

第１３条　協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

２　小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（幹事会）

第１４条　会議に付すべき事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

２　幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１５条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局の事務に従事する職員は、構成市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第１６条　協議会に要する経費は、補助金その他協議会に属する収入及び構成市町村からの負担金をもって充てる。

（財務）

第１７条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第１８条　協議会の出納の監査は、構成市町村の長が協議して定めた者１名に委嘱して行う。

２　前項の規定により委嘱を受けた者（以下「監査委員」という。）は、監査を行ったときは、速やかにその結果を会長に報告しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第１９条　協議会の会長、委員、参与、監査委員、小委員会の委員その他の関係者は、報酬又はその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

２　前項の報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第２０条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第２１条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、告示の日から施行する。